

# 知っているようで本当は知らないEtc.~ 日本本社から現地法人への資金融通方法について

駐在員事務所と異なり、中国現地法人は日本本社から独立した法人として企業経営することが必要となります。この際、特に問題となるのは、現地法人が第三者から資金融通を受けるための方法となります。言うまでもなく、現地法人は出資者である日本本社からの出資を得て法人としての経営を開始するわけですが、円滑な経営を行うに当たり設立当初に投入された資本金のみでは十分とは言えない局面も生じます。このような場合、日本本社であれば、会社や出資者、代表者の信用や担保を基礎として金融機関等からの借入により資金融通を受ける方法が一般的といえます。しかしながら、現地法人においては、必ずしもそのような信用や担保物件を保有しているとは限らず、このような場合には、別途資金融通を受ける方法を検討することが必要となります。今回は、現地法人が日本本社から資金融通を受ける方法について概説します。

## 1. 増資

現地法人が第三者から資金融通を受ける方法において、最も根本的と考えられる方法は、出資者（日本本社）から資本金の払込みを受けることとなります。設立後においては、当初設定されていた登録資本金額を増加することにより、出資者からの資本金の払込みを受け入れることができるようになります。資本金を受け入れる現地法人にとっては、減資の手続きを実施しない限りにおいては、現地法人が継続的に経営を続ける場合には払戻しが不要とされ、最も安定的に資金融通を受けることが可能となります。また、昨今の行政改革により、増資の意思決定から増資の資金受け入れまでにかかる手続きは非常に簡略化されており、他の手続きと比較しても短時間で資金融通を受けることが可能となる点での有利性があるものといえます。一方、出資者である日本本社にとっては、資本金として投入された資金については、日本本社の経営上の資金として用いることができないうえ、現地法人が配当可能利益を稼得して配当による収益を計上できるようになるまでの間に一定の時間がかかる、という点でデメリットが存在するといえます。

## 2. 親子ローン（日本本社からの借入）

現地法人が日本本社からの借入により資金融通を受ける場合（以下、「親子ローン」とします。）、配当可能利益を稼得する前の段階においても、一定の期限の到来により資金の返済が実現されるため、前述した増資によって日本本社が受けるデメリットの側面を解消することが可能となります。一方、親子ローンにより資金融通を受ける場合、外債管理の規制を受けることとなります。この規制に関して、従来は、主に（1）外国からの資金の借入の許可を得た上で外債登記を行う必要があること、（2）借入限度額は現地法人の投資総額と登録資本金との差額（いわゆる投注差）の範囲内に限定されることと、（3）1年以上の借入を行う場合、固定資産購入などの設備投資の

目的で親子ローンを実施する場合には、ひとたび親子ローンが実施されると、その実施された金額について借入限度額が減少され、返済した後においてもこの限度額が回復することはないこと、というような内容となっていました。そのため、親子ローンの方法は、時間的に切迫した状況下において、比較的高額な資金融通を受ける必要がある場合には、必ずしも有用とは言えない現状となっていました。

この点に関して、現在では、企業の判断により以下のような新制度を選択することが可能とされています。新制度では、(1) 外国からの資金の借入の許可を得た上で外債登記を行う必要があること、(2) 借入限度額は、会社が一般的な会社であることを前提とすると、前年度末の純資産額の2倍を借入限度額とすること、を要件として外国からの借入を受けることができるようになりました。現地法人がこの新制度を選択する場合には、当該現地法人が債務超過に陥っているというような事情がない限り、従前の制度によるよりも比較的高額な借入れが可能となるとともに、借入金の用途についても従前のような制限を受けないなど、日本本社から比較的柔軟に資金融通を受けることが可能となるものといえます。

### 3. 日本本社による保証を前提とする金融機関借入

ここまでは日本本社からの直接的に資金融通を受ける方法を説明してきましたが、現地法人が、日本本社による保証や担保提供を前提として、中国の金融機関や日本の金融機関から資金融通を受ける方法も考えられます。この場合、日本の金融機関から借入を受ける場合には直接的に、また中国の金融機関から借入を受ける場合においても間接的に、2. で解説した外貨管理の規制を受けることになる点には注意が必要と言えます。

#### 【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。6月、7月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2017年6月28日(水)16:00~17:30 【定員5名】  
 テーマ : 中国の税金の基礎を理解しよう  
 ~ 増値税と企業所得税、個人所得税
  - 2017年7月26日(水)16:00~17:30 【定員5名】  
 テーマ : 労務管理の基礎を理解しよう  
 ~ 労働契約と就業規則のポイントについて
- 講師 : 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行  
 会場 : 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

#### (執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成  
 住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室  
 電話番号: +86-21-5237-6737  
 E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>